

年金福祉定期預金「夢」

(2024年7月1日現在)

商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金(M型)〈単利型〉 愛称 年金福祉定期預金『夢』 	
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)を受け取っている個人の方。(個人事業主を含む) ※「裁定請求書」、「年金受給権者住所・支払機関変更届」提出者を含みます。 ※「基金」は対象外とさせていただきます。 	
期間	<ul style="list-style-type: none"> 期間定型方式…1年 預入時の申し出により自動継続(元金継続)の取扱いができます。 	
預入	預入方法	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入
	預入金額	<ul style="list-style-type: none"> 1円以上1人あたり300万円以内 (預入は1人1店舗に限定します。)
	預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻しいたします。 	
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入時のスーパー定期(300万円未満)1年もの店頭表示利率に0.10%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期(300万円未満)1年もの店頭表示利率に0.10%を上乗せした利率を適用します。 初回満期日以降、上乗せ金利を変更させていただく場合があります。 継続時に販売対象条件を満たしていない場合は、スーパー定期に変更し、スーパー定期(300万円未満)1年もの店頭表示利率を適用させていただきます。
	利払方法(頻度)	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
税金	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 	
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優の取扱いができます。 	
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(少数点第3位未満切捨)によって計算し、この預金とともに支払います。 ①6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率 ②6ヵ月以上1年未満……………約定利率×0.5 	
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利については窓口へご照会ください。 	

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（9時～17時、電話：0265-74-9618）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> • 非自動継続式の場合、満期日以降の利息は、解約日または書換継続時における普通預金利率により計算します。 • 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> • 2024年7月1日(月)～2025年6月30日(月)